



佐賀県公報

平成19年
7月6日
(金曜日)
号外第3号

○規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

「」とした。ただし、3のうち郵便貯金に係る部分は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

- ◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

(五九・総務法制課)

田 次 規則

- ◎佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金金融資本要綱の一部改正

(二)[六四・企業立地課)

公安委員会事項

- ◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

(規則・二)

- ◎佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正

(告示・二)

公布された規則のあらまし

- 政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五九号)

- 1 政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例(以下「条例」といふ。)の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第二条関係)

- 1 (3) 郵便貯金

郵便貯金の総額

円 を

注 通常郵便貯金を除く。

」

- 2 証券取引法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関係)
- 3 条例の改正に伴い、金銭信託及び郵便貯金に係る報告書の記載欄を改めることがとした。(様式第一号及び様式第二号関係)
- 4 この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する

削り、同様式の5の表を削り、同様式の6の表の注中「社債券」の次に「、金銭信託」を、「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、同表を同様式の5の表とし、同様式中7の表を6の表とし、8の表を7の表とし、9の表を8の表とし、10の表を9の表とする。

様式第二号の4の表中「・郵便貯金」及び

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五九号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限り」の下に「金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。様式第一号の4の表中「・郵便貯金」及び

〔3〕郵便貯金

郵便貯金の総額

円

を

注 通常郵便貯金を除く。

」

削り、同様式の5の表を削り、同様式の6の表の注中「社債券」の次に「、金銭信託」を、「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、同表を同様式の5の表とし、同様式中7の表を6の表とし、8の表を7の表とし、9の表を8の表とし、10の表を9の表とする。

附 則

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、様式第一号の4の表及び様式第二号の4の表の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第三百六十四号

佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金金融資要綱(昭和五十八年佐賀県告示

第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

第二条の二中「前条第二号ワ及びム」を「前条第二号ヘからウまで」に改める。

平成十九年七月六日

佐賀県議会議長 石丸 博

佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年佐賀県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

○議会事項

●佐賀県議会告示第三号

佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年佐賀県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年七月六日

佐賀県議会議長 石丸 博

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。」の下に「金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県公安委員会 委員長 内田 健

●佐賀県公安委員会規則第十三号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則
佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第三号を次のように改める。

三 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の施行に関する」と。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会事項

様式第一号の4の表中「・郵便貯金」及び

〔3〕 郵便貯金

郵便貯金の総額

円

注 通常郵便貯金を除く。

」

削り、同様式の5の表を削り、同様式の6の表の注中「社債券」の次に「、金
銭信託」や「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、

同表を同様式の5の表とし、同様式中7の表を6の表とし、8の表を7の表と
し、9の表を8の表とし、10の表を9の表とする。

様式第一号の4の表中「・郵便貯金」及び

〔3〕 郵便貯金

郵便貯金の総額

円

を

注 通常郵便貯金を除く。

」

削り、同様式の5の表を削り、同様式の6の表の注中「社債券」の次に「、金
銭信託」や「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、
同表を同様式の5の表とし、同様式中7の表を6の表とし、8の表を7の表と
し、9の表を8の表とし、10の表を9の表とする。

附 則

この告示は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五
号)の施行の日から施行する。ただし、様式第一号の4の表及び様式第二号の
4の表の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月六日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷